

## 令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省5(XⅢ-1-1))

|   |  |   |        |            |                   |   |                     |                      |                    |                |  |  |
|---|--|---|--------|------------|-------------------|---|---------------------|----------------------|--------------------|----------------|--|--|
| <b>施策目標名 (政策体系上の位置付け)</b>                       | 行政手続のオンライン化を推進すること(施策目標XⅢ-1-1)<br>基本目標XⅢ:国民生活の利便性の向上に関わるICT化を推進すること<br>施策大目標1:デジタル政府・デジタル社会形成に向け、厚生労働分野における情報化を推進すること  |   |        |            | <b>担当<br/>部局名</b> | 大臣官房情報化担当参事官室   | <b>作成責任者名</b>       | 大臣官房参事官(情報化担当) 岡本 利久 |                    |                |  |  |
| <b>施策の概要</b>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働分野では、社会保障費の増大や国民の厚生労働行政に対するニーズの多様化、開かれた行政への取組など、多くの課題に直面している。</li> <li>こうした課題に対して、ICT・デジタル技術を活用して解決を図れないかという問題意識の下、健康・医療・介護・福祉・労働・行政サービスの各分野において、デジタル手続法(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号))や「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和3年12月24日閣議決定)」なども踏まえつつ、情報政策の推進による改革に取り組んできたところ。</li> <li>更に、デジタル化を通じて、利用者視点でのサービス改革が実現するよう、令和3年9月に設置されたデジタル庁など関係省庁と連携しながら、利用者の視点に立ったオンライン申請の利用の推進等について、検討を進めている。</li> </ul>  |   |        |            |                   |   |                     |                      |                    |                |  |  |
| <b>施策を取り巻く現状</b>                                | <p>2002年に定められたデジタル手続法では、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠なデジタル3原則(①個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する(デジタルファースト)、②一度提出した情報は、二度提出することを不要とする(ワンスオンリー)及び③民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する(コネクテッド・ワンストップ。))を基本原則として明確化するとともに、国の行政手続のオンライン化を原則としている。</p> <p>各府省庁は、この方針に従って、オンライン化対象の行政手続について、必要な情報システム整備等を行い、オンライン化等を順次実施することとされており、新たにオンライン化等の検討を行う際には、既存の情報システム(マイナポータル、e-Gov等)の利用を第一に検討し、既存の情報システムでは対応できない場合や、件数が少なく費用対効果等の観点から情報システム整備等が適当ではない場合には、手続等の性質等も勘案しつつ、各府省庁ウェブサイト内の簡易な申請ページによる方法や電子メールによる方法等に対応することとなっている。</p> <p>また、各省庁は規制改革実施計画に従い、オンライン利用率を大胆に引き上げる取組を行うこととされている。デジタル化を進めるに際しては、オンライン化等が自己目的とならないように、本来の行政サービス等の利用者の利便性向上及び行政運営の効率化等に立ち返って、業務改革(BPR)に取り組む必要があり、利用者のニーズ、利用状況及び現場の業務を詳細に把握・分析した上で、あるべきプロセスを制度・体制・手法を含めて一から検討することとされている。</p> |   |        |            |                   |   |                     |                      |                    |                |  |  |
| <b>施策実現のための課題</b>                               | 1  | <ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル手続法、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠なデジタル3原則(①デジタルファースト:個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する。②ワンスオンリー:一度提出した情報は、二度提出することを不要とする。及び③コネクテッド・ワンストップ:民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する)を基本原則として明確化するとともに、国の行政手続のオンライン化実施を原則としている。</li> <li>一方で、重点手続(「オンライン利用拡大行動計画(平成20年9月12日IT戦略本部)」において、国民が広く利用するオンライン化された手続のうち、国民や企業による利用頻度が高い年間申請等件数が100万件以上のもの及び100万件未満であっても主として企業等が反復的又は継続的に利用する手続等とされているもの)に該当する厚生労働省所管手続のオンライン申請率(平成28年度)は12%であるため、利用者の視点に立ったオンライン申請の利用を推進することが必要。</li> <li>また、デジタル手続法に基づき、情報システム整備計画に規定することとされている手続について、オンライン化に向けた取組の推進が必要。更に今後のオンライン申請率向上のため、随時利用者等からの要望等を把握し、オンライン申請システムの改善を図る。</li> </ul> |        |            |                   |   |                     |                      |                    |                |  |  |
| <b>各課題に対応した達成目標</b>                             | <b>達成目標/課題との対応関係</b>   |   |        |            | <b>達成目標の設定理由</b>  |   |                     |                      |                    |                |  |  |
|   | 目標1<br>(課題1)   | デジタル手続法、デジタル社会の実現に向けた重点計画等に基づき、行政手続の原則オンライン化に向けた取組を計画的に進める。   |        |            |                   | 簡便な手法で行政サービスを利用できることによってサービスを受ける際のコストを削減でき、また、24時間365日行政サービスを受けることができるというサービスの大幅な利便性の向上を図るため。 |                     |                      |                    |                |  |  |
| <b>達成目標1について</b>                                |  |   |        |            |                   |   |                     |                      |                    |                |  |  |
| <b>測定指標(アウトカム、アウトプット)<br/>※数字に○を付した指標は主要な指標</b> |  | <b>基準値</b>  |        | <b>目標値</b> |                   | <b>年度ごとの目標値<br/>年度ごとの実績値</b>  |                     |                      | <b>測定指標の選定理由及び</b> |                | <b>目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>  |  |
| ○1  | 重点手続に該当する厚生労働省所管手続のオンライン申請率(アウトカム)   | 16%   | 平成29年度 | 50%以上      | 令和5年度             | 令和元年度<br>前年度(22%)以上   | 令和2年度<br>前年度(24%)以上 | 令和3年度<br>前年度以上       | 令和4年度<br>46%以上     | 令和5年度<br>50%以上 | <ul style="list-style-type: none"> <li>年度ごとの目標値については、民間からの協力を得ながら着実に進めていく必要があるが、令和5年度目標値については、別途令和3年10月に作成されている「オンライン利用率引上げに係る基本計画(※)」において、計画記載の手続は概ね令和5年度末までに50%とすると設定されたため、本目標値も令和5年度に50%とすることを当面の目標としている。</li> <li>また、対象手続については、利用件数が多い等の理由により、オンライン申請の推進に向けた取組の成果を直接的に示す指標であるため、測定指標として選定した。</li> <li>※当該計画は、本政策評価対象として従来から設定している21の重点手続を全て網羅している計画ではない</li> <li>実績値は、重点手続に該当する厚生労働省所管手続の全申請件数のうち、オンライン申請件数の割合を算出することとする。</li> </ul> |  |
| 2   | デジタル手続法においてオンライン実施原則化の対象となる厚生労働省所管手続のうち、オンライン実施手続の占める割合(アウトプット)  | 12手続/<br>78手続   | 令和元年度  | 前年度以上      | 毎年度               | 12手続/<br>78手続   | 前年度(12手続/78手続)以上    | 前年度以上                | 前年度以上              | 前年度以上          | <ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン実施手続の割合は、オンライン化が行われている程度や、オンライン化の推進に向けた取組の成果を直接的に示す指標であるため、測定指標として選定した。</li> <li>また、測定指標の対象手続については、デジタル手続法における情報システム整備計画(令和5年6月改定版)の内容を踏まえた手続数を分母として設定している。</li> <li>年度毎の目標値について、情報システム整備計画は毎年度改定されるため分母(オンライン化対象手続の総数)が変動すること、算定対象の手続にオンライン化時期が未定のものが含まれることにより流動的であるため、前年度以上としている。</li> <li>また、令和5年度に実績評価を行う際は、その時点で把握できる最新値である令和4年度棚卸調査結果を使い、評価する。</li> </ul>                              |  |

| 達成手段1                             |                          | 令和3年度                          | 令和4年度         | 令和5年度<br>予算額 | 関連する<br>指標番号  | 達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等   | 令和5年度行政事業レビュー事業番号 |
|-----------------------------------|--------------------------|--------------------------------|---------------|--------------|---|--|-------------------|
|                                   |                          | 予算額<br>執行額                     | 予算額<br>執行額    |              |   |  |                   |
| (1)                               | 申請・届出等手続の電子化<br>(平成14年度) | 280,783千<br>円                  | 152,911千<br>円 | 89,413千<br>円 | 1   | <p>・「e-Japan重点計画2002」(平成14年6月18日IT戦略本部決定)において、国の行政手続きについては、平成15年度末には原則として全てオンライン申請が可能となることとされたことを受けて、厚生労働省においても、平成15年3月より、申請・届出手続を国民・企業・社会保険労務士が24時間365日自宅又は企業のパソコンからオンライン申請できる基盤として汎用受付システムの運用を開始した。汎用受付システムにより、デジタル庁のe-Gov経由で受け付けた年金や雇用保険等の当省関係の電子申請の受付・審査を職員が行うことができるようになった。</p> <p>・令和5年4月からe-Govにおいて、汎用受付システムの受付・審査機能を担う審査支援サービスの提供が開始されたため、汎用受付システムの受付・審査機能を終了することとなった。なお、オンライン納付を行う歳入金電子納付システム(REPS)との連携については、各府省が独自に構築する必要があったため、手数料納付のある手続のみ受け付けられるよう、汎用受付システムの機能や規模を縮小して稼働期間を延長している。また、令和6年3月から、e-Govは歳入金電子納付システム(REPS)と連携するための機能を追加整備することに伴い、汎用受付システムの運用は令和5年度までを予定している。なお、これまで汎用受付システムは当省の行政手続オンライン化に一定の役割を果たしてきたところであり、汎用受付システムで扱っていた行政手続については審査支援サービスへ移行が可能となるよう、デジタル庁と調整を行っている。</p>   | -                 |
| 施策の予算額(千円)                        |                          | 令和3年度                          |               | 令和4年度        | 令和5年度   | 政策評価実施時期   | 令和5年度             |
| 施策の執行額(千円)                        |                          | 280,783                        |               | 152,911      | 89,413  |  |                   |
| 施策の執行額(千円)                        |                          | 279,885                        |               | 152,911      |   |  |                   |
| 施策に関する内閣の重要施策<br>(施政方針演説等のうち主なもの) |                          | 施政方針演説等の名称                     |               |              | 年月日   | 関係部分(概要・記載箇所)  |                   |
|                                   |                          | ①デジタル手続法<br>②デジタル社会の実現に向けた重点計画 |               |              | ①デジタル手続法<br>2002年12月13日公布、2003年2月3日施行<br>②デジタル社会の実現に向け重点計画<br>2023年6月9日閣議決定 | <p>【①】<br/>デジタル手続法<br/>情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、<br/>①行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めるとともに、<br/>②行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずる。</p> <p>&lt;行政のデジタル化に関する基本原則&gt;<br/>         ・デジタルファースト:個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する<br/>         ・ワンスオンリー:一度提出した情報は、二度提出することを不要とする<br/>         ・コネクテッド・ワンストップ:民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する</p> <p>【②】<br/>デジタル社会の実現に向けた重点計画<br/>国の情報システムを整備する際に留意すべき事項<br/>② 行政手続のデジタル化の推進<br/>各府省庁は、利用者中心の行政サービスを実現するため、行政手続のデジタル化を推進する。この際、利用者の利便性の向上の観点から、次を原則とする。<br/>また、行政手続のデジタル化の具体的な方針や施策については別冊「オンライン化を実施する行政手続の一覧等」に記載する。</p> <p>・オンラインによる受付を可能とするとともに、原則24時間365日対応を可能とする。あわせて、添付書類や本人確認、手数料の納付等も含め、手続のエンドツーエンドでのデジタル化を推進する。<br/>(略)<br/>         ・申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるマイナポータルやe-Gov等を活用する。<br/>(略)</p> |                   |